

## 令和 2 年度 事業計画

### 1 基本方針

我が国においては少子高齢化が急速に進展し、2019年度版高齢社会白書によると、総人口に占める65歳以上の人口の割合（高齢化率）は28.0%で、2065年には国民の約2.6人に1人が65歳以上になると推計されています。

このような高齢化の進展に伴い、企業などの人手不足を背景として今日、高齢者の就業促進は大きな課題となっており、高齢者に就労の場を提供する「シルバー人材センター」の役割はますます重要となっていますが、高年齢者雇用安定法が改正され平成25年4月から企業に希望者全員の65歳までの継続雇用が義務付けられたことや高齢者の就業機会の多様化等により、全国のセンターの会員数は平成21年度の約79万人をピークに減少が続き、直近の平成30年度においては約71万人にまで減少しています。

こうした状況からの脱却を図るべく、全国のシルバー人材センターでは平成30年度から令和6年度までの7年間を計画期間とした「第2次会員100万人達成計画」に基づき、鋭意、会員拡大に取り組んでいるところですが、折しも国においては、人生100年時代を迎え65歳から70歳までの就業機会の確保を目指す法制度の検討が進められ、政府は本年2月4日、希望する人が70歳まで働き続けられるよう、就業機会の確保を企業の努力義務とする高年齢者雇用安定法などの関連法案を閣議決定しました。今国会で成立すれば、2021年4月にも適用される見通しです。

現行の高年齢者雇用安定法は60歳定年の廃止、定年延長、継続雇用制度の導入の3つの選択肢を設け、企業に対し希望者全員の65歳まで雇うよう義務付けていますが、改正案では70歳まで定年を延長するだけでなく、他企業への再就職の実現や起業支援も促しています。

平成30年の60～64歳の就業率は68.8%で、継続雇用制度の見直し等により平成25年と比べ9.9ポイント上昇しました。内閣府の試算によると、65～69歳の就業率が60～64歳と同水準になれば、就業者数は217万人増える見込みで、改正案は少子高齢化が進む中、働く意欲と能力のある高齢者の労働参加を促し、社会保障制度の担い手の拡大を図ろうとするものです。

当センターの会員数については、会員の方々のご協力もあり平成30年度に9年ぶりに8名の増に転じ、令和元年度については二桁の増となる見込みです。シルバー人材センターを取り巻く環境には大変厳しいものがありますが、令和2年度も引き続いて「会員拡大」を最優先課題に掲げ、会員、センター役職員、(公社)山口県シルバー人材センター連合会が三位一体となって積極的に取り組んでいきます。

また、シルバー事業の維持・発展を図っていくため、並行して「就業機会の開拓・拡大」、「安全就業の推進」、「適正就業の推進」、「研修会・講習会の開催」、「労働者派遣事業の推進」に加え、新たに「中期財政計画の推進」、「会員会費の見直し」に取り組み、「自主・自立、共働・共助」の理念のもと、働く意欲のある高齢者が活躍し続けることができる「生涯現役社会」の実現に向け、事業運営に取り組んでいきます。

## 2 事業計画

### (1) 会員の拡大

会員の拡大は当センターの喫緊の最重要課題であり、健康で働く意欲のある高齢者の入会促進並びに会員の退会防止に向け、センターと会員とが一丸となって鋭意、取り組んでいきます。

①月1回の定期的な入会説明会開催以外に、必要に応じて随時、臨時の入会説明会を開催するほか、地域に出向いて出張入会説明会を開催します。

また、定期説明会ならびに出張説明会の開催日程等については、ホームページや萩市報・阿武町報に掲載し、地域住民への周知に努めていきます。

②(公社)山口県シルバー人材センター連合会が実施する高齢者活躍人材確保育成事業のセミナーや講習会並びに当センターが開催する研修会・講習会において受講者を対象に入会説明会を開催し、センターへの入会勧誘を行います。

③センターのホームページや新聞折込の求人情報誌に会員募集記事を掲載し、広く会員の拡大を図ります。

④「シルバー人材センター事業普及啓発促進月間(10月)」中の市内の大型商業施設での店頭や、各地域で開催のふるさと祭り等のイベントの際にチラシやグッズを配布してシルバー人材センター事業の普及啓発活動を実施するとともに、新規会員の入会勧誘活動を行います。

⑤夫婦とも会員の場合、2人のうち1人については会費を半額にする夫婦会員会費減免制度について会員への周知を図り、配偶者会員の加入拡大に努めていきます。また、健康上の理由等からセンターでの就業が困難になられた正会員(3年以上の在籍者に限る)で、引き続き当センター会員としての権利義務(就業に関するものを除く)を有したままセンターへの在籍を希望される会員を対象としたゴールド会員制度(会費は年額1,200円、月額100円)についても合わせて周知を図り、退会会員の抑制を図っていきます。

⑥会員への「会員紹介報奨制度」の周知を図るとともに、「会員1人1会員獲得運動」の取組みを推進し、個々の会員の口コミ活動等による友人・知人等への積極的な入会勧誘により、更なる会員の拡大に取り組んでいきます。

### (2) 就業機会の開拓・拡大

シルバー事業の発展を図るため、会員の就業ニーズに応じた多様な就業機会が得られるよう、新たな就業先の開拓・拡大に努めていきます。

①民間事業所や官公庁等を訪問して情報収集し、高齢者にふさわしい多様な分野での就業機会の確保に努めていきます。

②センターのホームページや新聞折込の求人情報誌に、会員の主な就業例やシルバー事業のPR記事を掲載します。

③各地域で開催の「ふるさとまつり」や各種イベントにおいて、参加者に会員の主な就業例やシルバー事業を掲載したチラシ、グッズを配布し、就業先の開拓・拡大を図ります。

④会員の協力を得て、就業時等を利用しての会員の口コミによる就業開拓を推進し

ていきます。

- ⑤会員の免許・資格情報をセンターのホームページに掲載して広く情報提供することにより、会員の就業のマッチングの推進を図っていきます。

### (3) 安全就業の推進

「安全就業」はシルバー事業を運営するうえで最も基本的な事項であり、「安全は全てに優先する」の理念のもと、会員が強い自覚をもって自らの健康維持と安全確保に努め、センターから提供された仕事を安全・適正に遂行できるよう、安全委員会を中心として会員の安全に対する意識の高揚を図り、就業中及び就業途上の事故発生防止に取り組んでいきます。

- ①安全委員会による定時又は随時の就業現場の安全パトロールを実施し、安全就業の指導点検を行い、会員の安全意識の向上を図っていきます。
- ②安全就業を徹底するため、安全保護具の着用等を規定した植木剪定、除草、ビル清掃の「作業別安全就業基準」を遵守するよう、会員への周知・徹底を図っていきます。
- ③会員の健康管理を図っていくため、萩市並びに阿武町等が実施する各種検診を受診するよう奨励していきます。

### (4) 適正就業の推進

会員の就業機会の公平・適正化を進めていくとともに、就業形態が「請負」・「委任」になじまないものについては、適正就業となるよう、見直しを図っていきます。

- ①「適正就業に関する運用基準」に基づき就業が一定の就業時間・日数を超えるものについては、複数の会員によるワーク・シェアリング就業やローテーション就業による就業形態となるよう、就業機会の公平・適正化に積極的に取り組んでいきます。
- ②「請負・委任業務」については、「適正就業ガイドライン」により現状が「請負」・「委任」による就業形態になじまないものについては、労働者派遣事業または職業紹介事業への転換を図り、適正な就業の推進に努めていきます。

### (5) 研修会・講習会の開催

女性会員の減少が著しいことから、シルバー人材センター事業の普及啓発・女性会員拡大を図るため、会員ならびに一般高齢者の女性を主体とした内容の各種研修会・講習会を開催します。

### (6) 中期財政計画の推進

今後の安定した財政運営を行うための指針として平成31年2月に策定した中期財政計画（計画期間：令和元年度から令和5年度までの5年間）に基づき事業を運営していくため、令和2年度から事務費の算定基礎（現行は配分金のみ）に材料費等（材料費、機械器具使用料、処分費、交通費及び運搬費をいう。）を加え、事務費の増収を図ります。

## (7) 会員会費の見直し

現在の会費については、「財務5か年計画」に基づき平成19年度に年額1,200円から3,000円に引き上げられ今日に至っていますが、その後の状況の変化もあり、以下の理由により令和2年度から会費を年額2,400円に引き下げるとともに、会費の納期については毎年4月末日までとなっていますが、令和2年度に限り6月3日から6月末日までに変更します。

- ① 現在の会費の金額は、県内14センターで高水準にある。
- ② 平成29年度から赤字が続いたが、平成31年2月に策定した「中期財政計画」の実行により、令和2年度以降当分の間、黒字が見込めるであろうこと。
- ③ (公社) 山口県シルバー人材センター連合会から交付される「派遣協力費」については令和2年度から現状の75%から80%に5%引き上げられ、これにより当センターでは約30万円の増収が見込まれ、この財源をもって会費の減収分が補填できる。
- ④ 現在の当センターの正味財産は約8,800万円で、財政基盤は強固である。
- ⑤ 会費の額の引き下げは、当センターの最重要課題である会員増強対策の1つとして、新規会員の入会増及び退会会員の抑制に繋がる。

## (8) 労働者派遣事業の推進

発注者と会員との間に指揮命令関係を生じることが見込まれる就業や、就業先において会員と従業員との混在就業が見込まれる就業については、労働者派遣事業（シルバー人材センター派遣事業）を積極的に活用し、会員の雇用の創出・拡大に努めていきます。